

## 「盗難通帳による預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2010～2015年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

### 1. 盗難通帳による預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2010年度	91	56	0	0
2011年度	74	49	2	6
2012年度	71	43	3	5
2013年度	65	59	0	0
2014年度	70	41	2	2
2015年度	41	36	1	1

### 2. 盗難通帳による預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2010年度	80	74	92.5%
2011年度	72	69	95.8%
2012年度	69	64	92.8%
2013年度	62	60	96.8%
2014年度	65	58	89.2%
2015年度	39	26	66.7%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)から「盗難通帳により払戻された」との申出があり、実際に本人以外による預金の不正な払戻しが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

## 「盗難通帳による預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2016年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

## 1. 盗難通帳による預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2016年度	38	15	0	0
2016年4月～6月	8	3	0	0
2016年7月～9月	5	1	0	0
2016年10月～12月	21	7	0	0
2017年1月～3月	4	4	0	0
2017年度	30	20	0	0
2017年4月～6月	12	10	0	0
2017年7月～9月	12	6	0	0
2017年10月～12月	3	1	0	0
2018年1月～3月	3	2	0	0
2018年度	24	11	0	0
2018年4月～6月	8	3	0	0
2018年7月～9月	5	3	0	0
2018年10月～12月	8	5	0	0
2019年1月～3月	3	1	0	0
2019年度	4	0	0	0
2019年4月～6月	4	0	0	0
2019年7月～9月				
2019年10月～12月				
2020年1月～3月				

## 2. 盗難通帳による預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2016年度	36	29	80.6%
2016年4月～6月	8	5	62.5%
2016年7月～9月	4	3	75.0%
2016年10月～12月	20	18	90.0%
2017年1月～3月	4	3	75.0%
2017年度	27	24	88.9%
2017年4月～6月	11	10	90.9%
2017年7月～9月	11	10	90.9%
2017年10月～12月	3	3	100.0%
2018年1月～3月	2	1	50.0%
2018年度	19	19	100.0%
2018年4月～6月	8	8	100.0%
2018年7月～9月	5	5	100.0%
2018年10月～12月	5	5	100.0%
2019年1月～3月	1	1	100.0%
2019年度	0	0	-
2019年4月～6月	0	0	-
2019年7月～9月			
2019年10月～12月			
2020年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)から「盗難通帳により払戻された」との申出があり、実際に本人以外による預金の不正な払戻しが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: 盗難通帳による預金等の不正払戻し件数・金額について

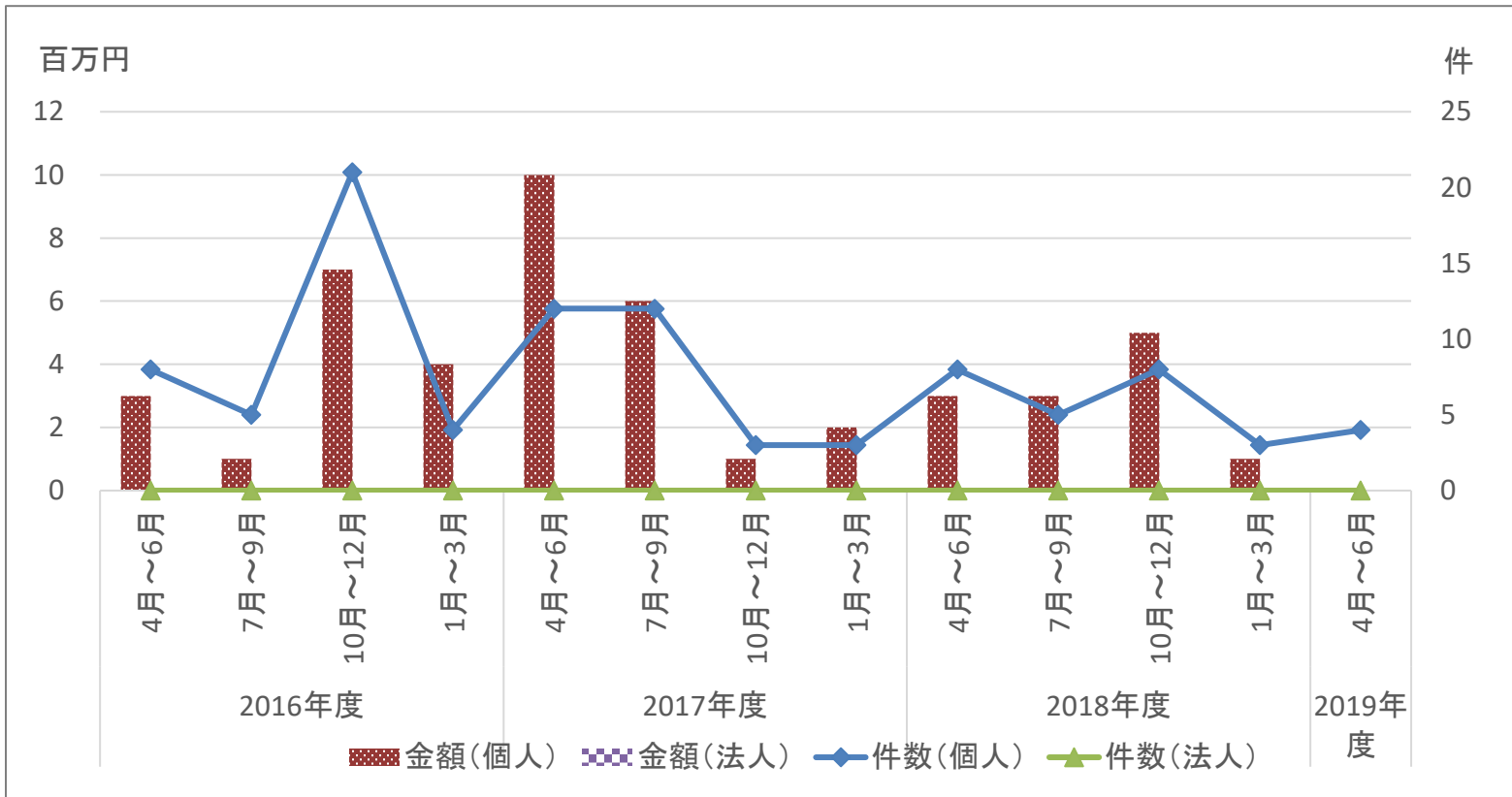
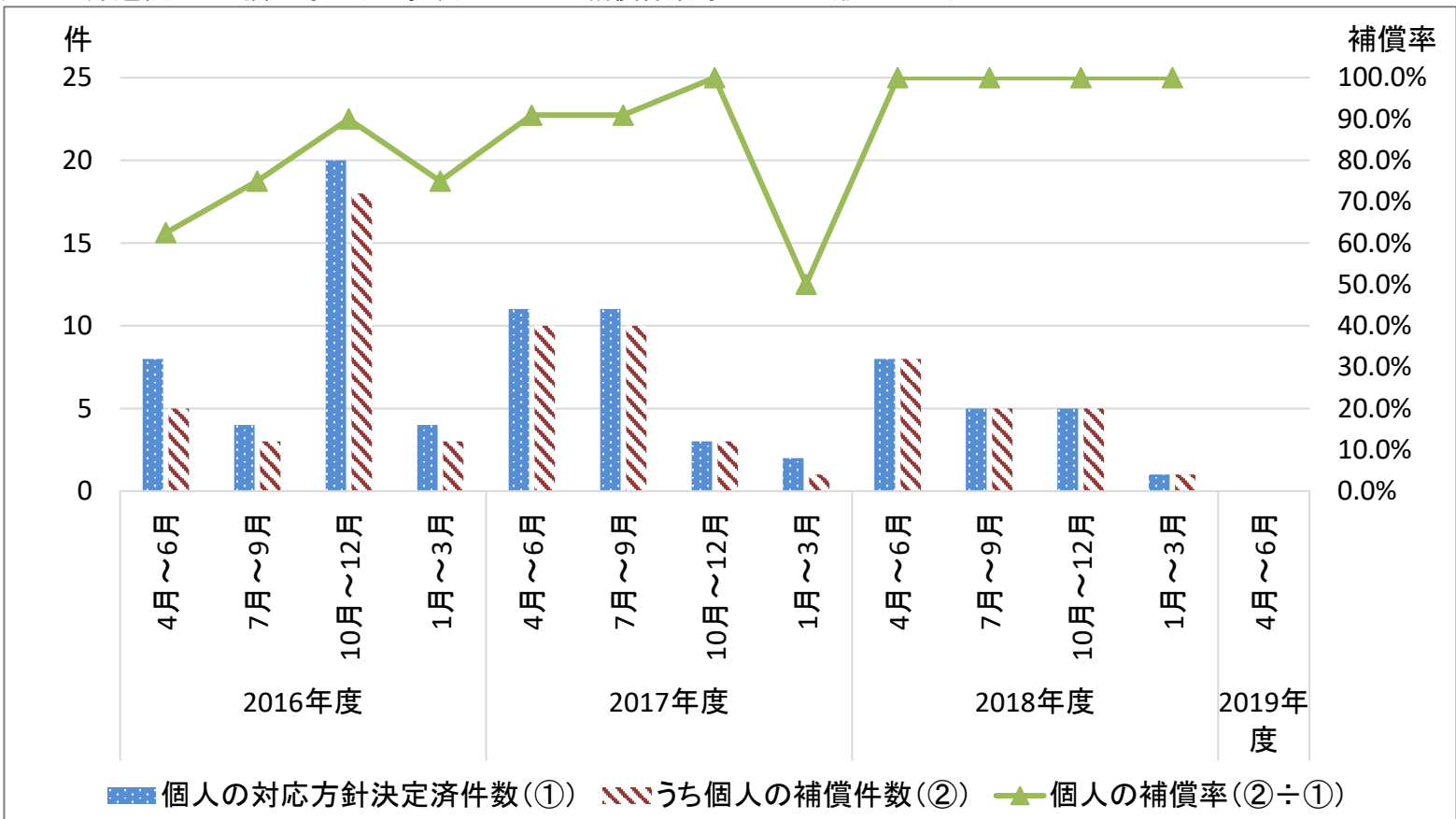


図2: 盗難通帳による預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上